

平成 27 年度

群馬県前橋市

# 空家等対策補助ガイド

- 1 空家リフォーム（居住支援）
- 2 空家リフォーム（特定目的）
- 3 二世世代近居・同居住宅建築補助
- 4 二世世代近居・同居住宅改修補助
- 5 老朽空家等対策補助



## 1 空家の活用支援事業

---

### ①空家のリフォーム補助（居住支援）

空家を住居として活用するために行う改修工事に係る費用に対し補助が受けられます。

◇補助対象：空家の改修工事費用（設備物品等の購入に係る経費は除く）

◇補助率：工事費用の1/3以内で上限100万円を超えない範囲（1,000円未満切捨て）

### ②空家のリフォーム補助（特定目的活用支援）

空家を学生、留学生等の共同住宅や、地域のコミュニティスペースなどの「まちづくりの活動拠点」として活用するために行う改修工事に対する補助が受けられます（法人からの申請も可能）

◇補助対象：住宅の改修工事費用（設備物品等の購入に係る経費は除く）

：特定目的に活用するための必要な造作工事（看板設置等を含む）

◇補助率：工事費用の1/3以内で上限200万円を超えない範囲（1,000円未満切捨て）

## 2 空家等を活用した二世世代近居・同居住宅支援事業

---

### ①二世世代近居・同居住宅建築工事費補助

親又は子と近居（直線距離が概ね1キロメートル以内をいう）又は同居するために、空家を取得し、その空家を除却して、跡地に住宅を新築する工事に係る費用に対する補助が受けられます。

◇補助対象：空家の建築工事費用（設備物品等の購入に係る経費は除く）

◇補助率：工事費用の1/3以内で上限120万円を超えない範囲（1,000円未満切捨て）

◇別記3の老朽空家対策事業との併用も可能

### ②二世世代近居・同居住宅改修工事費補助

親又は子と近居（直線距離が概ね1キロメートル以内をいう）又は同居するために、空家を取得して、改修する工事に係る費用に対する補助が受けられます。

◇補助対象：空家の改修工事費用（設備物品等の購入に係る経費は除く）

◇補助率：工事費用の1/3以内で上限120万円を超えない範囲（1,000円未満切捨て）

## ※加算額

---

1-①空家のリフォーム補助（居住支援）、2-①二世世代近居・同居住宅建築工事費補助、2-②二世世代近居・同居住宅改修工事費補助に加算がされます。

◇転入加算：市外からの転入者1人につき、20万円（4人まで）

◇子育て世帯支援加算：中学校修了前の児童1人につき10万円（4人まで）

◇若年夫婦支援加算：夫婦とも39歳以下の夫婦の場合 10万円

### 3 老朽空家等対策事業

昭和56年5月31日以前に建築され、倒壊等のおそれや将来的に特定空家となる可能性がある空家の解体工事に係る費用に対する補助が受けられます。

◇補助対象：空家の解体費用（家財道具の処分費用は除く）

◇補助率：工事費用の1/3以内で上限10万円を超えない範囲（1,000円未満切捨て）

◇加算：解体後の跡地を駐車場として整備した場合10万円が加算されます。

解体後の跡地に住宅、店舗などの建築物を設置した場合40万円が加算されます。

#### ※注意点

補助金の申請には以下の申請条件があります。

◇補助対象となる空家は、概ね1年以上使用がされていないものに限りです。

◇申請及び着工前に空家利活用センターに相談が必要です。

◇補助金は基本額と加算額の合計が工事費の3分の1を超えない範囲において支給されます。

◇空家になる前から所有し、自ら居住するために行う改修工事は対象となりません。

◇各事業について申請は、1人1回限り、同一物件に対する申請も1回限りです。

◇申請者及びその世帯に属する者のすべてに市税の滞納がないことが条件です。

◇原則として、工事業者は、前橋市内に本店、支店、営業所等を置く事業者とします。

#### 補助制度のモデルケース（一部）

##### 1. 空家活用支援事業

###### （1）空家のリフォーム補助

・家族構成 市内在住の夫47歳・妻45歳・中学生1人の3人家族

・内容 空家を購入して、360万円で改修工事を実施

・補助金額 110万円

（内訳）

・基本補助金  $360万円 \times 1/3 = 120万円 \Rightarrow 100万円$

（基本額は上限が100万円で打切り）

・加算補助金 ②子育て世帯支援加算  $10万円 \times 1人 = 10万円$

###### （2）特定目的活用支援

市内の法人が一戸建て空家を購入し、老人等の集会所として改修する場合

・内容 空家を購入して、450万円で改修工事を実施

・補助金額 改修費用の1/3 150万円

（内訳）

・  $450万円 \times 1/3 = 150万円$

##### 2. 二世帯近居・同居住宅支援事業

家族構成 市外在住の夫38歳・妻36歳・小学生2人の4人家族

・内容 親と近居するために土地と空家を購入して、解体し、1,500万円で新築工事を実施

・補助金額 230万円（※別途解体費用の補助を併用できます。）

（内訳）

・基本補助金  $1,500万円 \times 1/3 = 500万円 \Rightarrow 120万円$

（基本額は上限が120万円で打切り）

・加算補助金 ①転入加算  $20万円 \times 4人 = 80万円$

②子育て世帯支援加算  $10万円 \times 2人 = 20万円$

③若年夫婦支援加算  $10万円 = 10万円$

## 空家の活用

遠隔空家が  
町の自慢に



空家

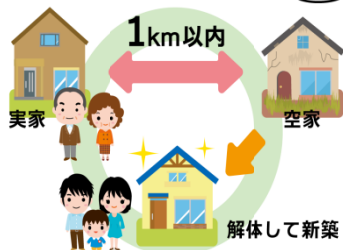


リフォーム

- 空家を住居やコミュニティスペースとして活用するための改修工事に補助金がもらえます

## 二世帯近居

実家近くに  
夢のマイホーム



- 実家の近くの空家を解体・新築すると補助金がもらえます（概ね1Km以内）
- 実家の近くの空家を改修すると補助金がもらえます（概ね1Km以内）

## 老朽空家対策



- 危険な空家を解体すると補助金がもらえます
- 空家を解体して駐車場や住宅等の用地として活用すると加算額が増えます

※事前に空家利活用センターへの相談が必要になります。

※空補助対象となる空家は概ね1年以上使用がされていない戸建ての住宅です。

問い合わせ先

〒371-8601

前橋市大手町二丁目12番1号

前橋市役所 建設部 建築住宅課 空家利活用センター

TEL027-898-6081（月～金 8時30分～17時15分）